

## 中小企業制度融資「地域金融機関による脱炭素化支援特例」

東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会が実施する「地域金融機関による脱炭素化支援事業（R6 年度中に開始予定）」の支援を受けている場合は、利率の優遇があります。

<対象者> 「HTT・ゼロエミッション」の利用者で、かつ、上記事業の支援を受けている事業者

融 資 利 率	p.17「HTT・ゼロエミッション支援」の融資利率から▲0.2%優遇
上 記 以 外	p.17「HTT・ゼロエミッション支援」と同じ

融資のお申込みは、取扱指定金融機関で受け付けます。

<お問合せ先>  
産業労働局 金融部 金融課  
TEL：03-5320-4877

詳細は  
東京都産業労働局ホームページ  
をご参照ください。



その他

H へらす T つくる

## 中小企業者向け省エネ促進税制 (法人事業税・個人事業税の減免)

中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税・個人事業税を減免します。

- <対 象 者> 中小企業者（資本金1億円以下の法人等、個人事業者）
- <減免対象> 空調、照明、小型ボイラー、再エネ設備の取得価額に応じた法人事業税・個人事業税
- <要 件>
  - ・東京都環境局へ「地球温暖化対策報告書」等を提出していること
  - ・取得設備は、東京都が導入推奨機器として指定する省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備であること 等
- <減 免 額> 設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を事業税額から減免。  
ただし、事業税額の2分の1を限度とする。

<お問合せ先>  
所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当  
主税局課税部法人課税指導課 法人事業税班  
TEL：03-5388-2963  
主税局課税部課税指導課 個人事業税班  
TEL：03-5388-2969

詳細は  
東京都主税局  
ホームページをご参照ください。



その他

T ためる

## ZEV 導入促進税制（自動車税種別割の課税免除）

地球環境を保護する観点から、環境負荷の小さい自動車に対して、自動車税種別割を軽減する「ZEV 導入促進税制」を実施しています。

- <対 象 者> 個人、法人
- <課税免除対象> 自動車税種別割 ※自動車税環境性能割は非課税
- <対象自動車> 平成21年4月1日から令和8年3月31日までに初回新規登録を受けた燃料電池自動車（水素を燃料とするもの）、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
- <免 除 額> 初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分を全額免除

<お問合せ先>  
主税局課税部計画課自動車税班  
TEL：03-5388-2954

詳細は  
東京都主税局  
ホームページをご参照ください。

